



札幌市告示第307号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年札幌市告示2872号で指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

平成25年（2013年）2月6日

札幌市長 上田 文雄



- 1 指定を解除する区域の所在地
 - (1) 札幌市豊平区月寒東4条9丁目6番2の一部
 - (2) 札幌市豊平区月寒東4条9丁目6番3の一部

- 2 特定有害物質
 - (1) 1(1)の区域における特定有害物質
鉛及びその化合物
 - (2) 1(2)の区域における特定有害物質
水銀及びその化合物

- 3 講じられた汚染の除去等の措置
 - ・ 基準不適合土壌の掘削による除去